栃木県公立学校職員給与及び諸手当に係る規則の一部改正について

教育委員会事務局教育政策課

１　改正規則及び改正内容

⑴　栃木県公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則

社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）に伴い、以下の改正を行う。

ア　経験年数換算表の改正

経歴欄の大くくり化、評価基準の統一等

イ　修学年数調整表

基準学歴区分から「中学卒」の修学年数調整表を削除

ウ　昇格時号給対応表及び降格時号給対応表

教育職給料表の特２級、３級及び４級の初号付近の号給カットによる効果の反映

⑵　栃木県公立学校職員の管理職員特別勤務手当の支給に関する規則

条例において、平日深夜勤務に係る支給対象時間帯が、午後 10 時から翌日午前５時までに改正されたことに伴い、平日深夜勤務に引き続き週休日等勤務を行った場合は、週休日等勤務の手当額のみを支給するよう改正を行う。

例 1）校長が「平日深夜勤務」から引き続き「週休日等勤務」を行った場合

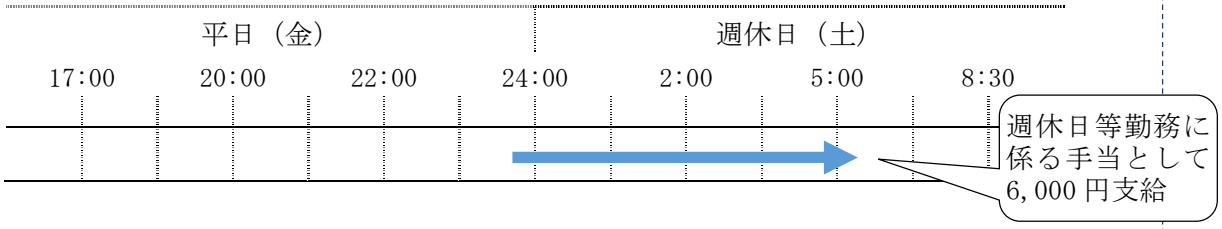

例 2）校長が「平日深夜勤務」を行った場合

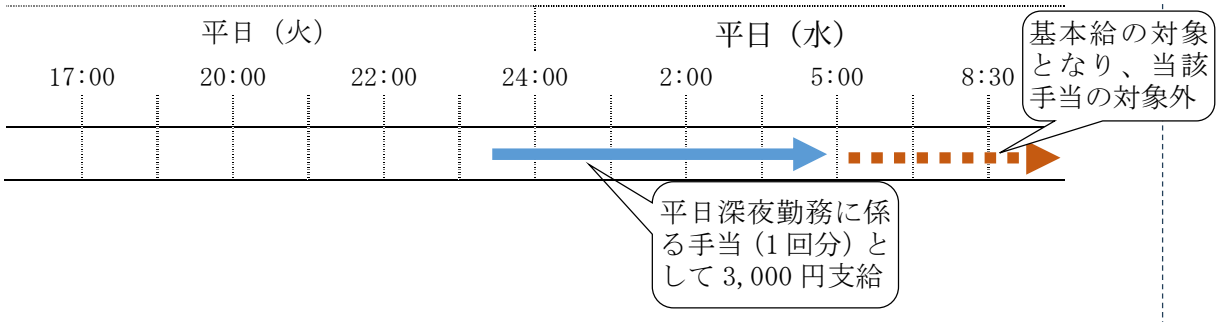

※　いずれも臨時又は緊急の必要により勤務した場合が前提

⑶　栃木県公立学校職員の寒冷地手当の支給の特例に関する規則

寒冷地手当の支給対象となる事務所等について、新たな気象データを指定基準に当てはめ、指定の見直しを行う。

小　８、中　８　⇒　小　６、中　６　　※ 小中　１、高校　１は変更なし

⑷　学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関する規則

ア　栃木特別支援学校及び那須特別支援学校において、令和７年度に実施する宿泊活動に伴う宿日直勤務に従事する職員に、宿日直手当を支給するための改正を行う。

イ　育児・介護休業法の一部改正に伴う、子の看護休暇の見直し等のための改正を行う。

⑸　公立学校職員の宿日直手当支給規則

８月に決定した「特別支援教育の充実に向けた方針」に基づき、令和８年度から全ての知的障害特別支援学校に寄宿舎指導員を配置することを検討している。

令和７年度はその準備事業として、栃木及び那須の特別支援学校において、寄宿舎指導員による授業への参画や宿泊活動を行う児童生徒への支援等の取組を行い、指導事例を蓄積する。

これにより、寄宿生ではない児童生徒の宿泊活動に伴う宿日直業務が発生することから、宿日直手当の支給を可能とするための改正を行う。

２　施行期日

令和７年４月１日

○栃木県公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正

報告１関係

栃木県教育委員会規則第３号

栃木県公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和７年３月31日

栃木県教育委員会教育長　　阿 久 澤　　真　　理

栃木県公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

栃木県公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和32年栃木県教育委員会規則第７号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改　　正　　後	改　　正　　前
（級別資格基準表の適用） **第５条**　略 ２～４　略 ５　職員の第２項の規定の適用に当たって用いた学歴免許等の資格を取得した時以後における経歴のうち職員として同種の職務に在職した年数以外の年数については、経験年数換算表（別表第６　　）の定めるところにより経験年数として換算することができる。ただし、それぞれの級別資格基準表において別段の定めがある場合には、その定めるところによる。 ６・７　略	（級別資格基準表の適用） **第５条**　略 ２～４　略 ５　職員の第２項の規定の適用に当って　用いた学歴免許等の資格を取得した時以後における経歴のうち職員として同種の職務に在職した年数以外の年数については、経験年数換算表（別表第６及び別表第７）の定めるところにより経験年数として換算することができる。ただし、それぞれの級別資格基準表において別段の定めがある場合には、その定めるところによる。 ６・７　略

別表第６及び別表第７を次のように改める。

別表第６（第５条関係）

経験年数換算表

経　歴		換算率	備　考
国、地方公共団体、旧公共企業体、政府関係機関、外国政府又は民間における企業体、団体等の職員等としての在職期間	職員としての職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事した期間（常時勤務に服する者として職務に従事した期間又はこれに準ずる期間に限る。）	10割	
	その他の期間	10割以下	
学校又は学校に準ずる教育機関における在学期間		10割以下	在学期間は正規の修学年数の範囲内とする
その他の期間	職員としての職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事した期間	10割以下	
	その他の期間	５割以下	

備考　級別資格基準表又は初任給基準表に本表と異なる定めをした場合は、その定めによるものとする。

別表第７　削除

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改　　正　　後	改　　正　　前

別表第８（第５条関係）

修学年数調整表

学歴区分	修学年数	基準学歴区分	
		略	高校卒（12年）
博士課程修了	略	略	略
修士課程修了	略	略	略
専門職学位課程修了	略	略	略
大学６卒	略	略	略
大学専攻科卒	略	略	略
大学４卒	略	略	略
短大３卒	略	略	略
短大２卒	略	略	略
短大１卒	略	略	略
高校専攻科卒	略	略	略
高校３卒	略	略	
高校２卒	略	略	略
中学卒	略	略	略

備考　略

別表第８（第５条関係）

修学年数調整表

学歴区分	修学年数	基準学歴区分		
		略	高校卒（12年）	中学卒（９年）
博士課程修了	略	略	略	＋12年
修士課程修了	略	略	略	＋９年
専門職学位課程修了	略	略	略	＋９年
大学６卒	略	略	略	＋９年
大学専攻科卒	略	略	略	＋８年
大学４卒	略	略	略	＋７年
短大３卒	略	略	略	＋６年
短大２卒	略	略	略	＋５年
短大１卒	略	略	略	＋４年
高校専攻科卒	略	略	略	＋４年
高校３卒	略	略		＋３年
高校２卒	略	略	略	＋２年
中学卒	略	略	略	

備考　略

別表第12の３中「７級以上」を「７級」に改める。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改　正　後

別表第14（第11条関係）

昇格時号給対応表

ア　教育職給料表(1)昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給			
	略	特２級	３級	４級
略				
26	略	1	略	略
27	略	1	略	略
28	略	1	略	略
29	略	1	略	略
30	略	1	略	略
31	略	1	略	略
32	略	1	略	略
33	略	1	略	略
34	略	1	略	略
35	略	1	略	略
36	略	1	略	略

改　正　前

別表第14（第11条関係）

昇格時号給対応表

ア　教育職給料表(1)昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給			
	略	特２級	３級	４級
略				
26	略	2	略	略
27	略	3	略	略
28	略	4	略	略
29	略	5	略	略
30	略	6	略	略
31	略	7	略	略
32	略	8	略	略
33	略	9	略	略
34	略	10	略	略
35	略	11	略	略
36	略	12	略	略

37	略	1	略	略
38	略	2	略	略
39	略	3	略	略
40	略	4	略	略
41	略	5	略	略
42	略	6	略	略
43	略	7	略	略
44	略	8	略	略
45	略	9	略	略
46	略	10	略	略
47	略	11	略	略
48	略	12	略	略
49	略	13	略	略
50	略	14	略	9
51	略	15	略	10
52	略	16	略	10
53	略	17	略	11
54	略	18	1	11
55	略	19	1	12
56	略	20	1	12
57	略	21	1	13
58	略	22	1	13
59	略	23	1	14
60	略	24	1	14
61	略	25	1	15
62	略	26	1	15
63	略	27	1	16
64	略	28	1	16
65	略	29	1	17
66	略	30	1	
67	略	31	1	
68	略	32	1	
69	略	33	1	
70	略	34	2	
71	略	35	3	
72	略	36	4	
73	略	37	5	
74	略	38	6	
75	略	39	7	
76	略	40	8	
77	略	41	9	
78	略	42	10	
79	略	43	11	
80	略	44	12	
81	略	45	13	
82	略	46	14	
83	略	47	15	
84	略	48	16	

37	略	13	略	略
38	略	14	略	略
39	略	15	略	略
40	略	16	略	略
41	略	17	略	略
42	略	18	略	略
43	略	19	略	略
44	略	20	略	略
45	略	21	略	略
46	略	22	略	略
47	略	23	略	略
48	略	24	略	略
49	略	25	略	略
50	略	26	略	10
51	略	27	略	11
52	略	28	略	12
53	略	29	略	13
54	略	30	2	14
55	略	31	3	15
56	略	32	4	16
57	略	33	5	17
58	略	34	6	18
59	略	35	7	19
60	略	36	8	20
61	略	37	9	21
62	略	38	10	22
63	略	39	11	23
64	略	40	12	24
65	略	41	13	25
66	略	42	14	25
67	略	43	15	26
68	略	44	16	26
69	略	45	17	27
70	略	46	18	27
71	略	47	19	28
72	略	48	20	28
73	略	49	21	29
74	略	50	22	29
75	略	51	23	30
76	略	52	24	30
77	略	53	25	31
78	略	54	26	31
79	略	55	27	32
80	略	56	28	32
81	略	57	29	33
82	略	58	30	
83	略	59	31	
84	略	60	32	

85	略	49	17		85	略	61	33	
86	略	50	18		86	略	62	34	
87	略	51	19		87	略	63	35	
88	略	52	20		88	略	64	36	
89	略	53	21		89	略	65	37	
90	略	54	22		90	略	66	38	
91	略	55	23		91	略	67	39	
92	略	56	24		92	略	68	40	
93	略	57	25		93	略	69	41	
94	略	58	26		94	略	70	42	
95	略	59	27		95	略	71	43	
96	略	60	28		96	略	72	44	
97	略	61	29		97	略	73	45	
98	略	62	30		98	略	74	46	
99	略	63	31		99	略	75	47	
100	略	64	32		100	略	76	48	
101	略	65	33		101	略	77	49	
102	略	66	33		102	略	78	49	
103	略	67	34		103	略	79	50	
104	略	68	34		104	略	80	50	
105	略	69	35		105	略	81	51	
106	略	69	35		106	略	81	51	
107	略	70	36		107	略	82	52	
108	略	70	36		108	略	82	52	
109	略	71	37		109	略	83	53	
110	略	71	37		110	略	83	53	
111	略	72	38		111	略	84	54	
112	略	72	38		112	略	84	54	
113	略	73	39		113	略	85	55	
114	略	73	39		114	略	85	55	
115	略	74	40		115	略	86	56	
116	略	74	40		116	略	86	56	
117	略	75	41		117	略	87	57	
118	略	75	41		118	略	87	57	
119	略	76	41		119	略	88	57	
120	略	76	41		120	略	88	57	
121	略	77	41		121	略	89	57	
122	略	77	41		122	略	89	57	
123	略	77	41		123	略	89	57	
124	略	77	42		124	略	89	58	
125	略	77	42		125	略	89	58	
126	略	78	42		126	略	90	58	
127	略	78	42		127	略	90	58	
128	略	78	42		128	略	90	58	
129	略	78	42		129	略	90	58	
130	略	78	42		130	略	90	58	
131	略	79	43		131	略	91	59	
132	略	79	43		132	略	91	59	

133	略	79	43	
134	略	79	43	
135	略	79	43	
136	略	80	43	
137	略	80	43	
138	略	80	43	
139	略	80	43	
140	略	80	43	
141	略	81	43	
142	略	81	43	
143	略	82	44	
144	略	82	44	
145	略	83	44	
略				

イ　教育職給料表(2)昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給			
	略	特２級	３級	４級
略				
38	略	1	略	略
39	略	1	略	略
40	略	1	略	略
41	略	1	略	略
42	略	1	略	略
43	略	1	略	略
44	略	1	略	略
45	略	1	略	略
46	略	1	略	略
47	略	1	略	略
48	略	1	略	略
49	略	1	略	略
50	略	2	1	略
51	略	3	1	略
52	略	4	1	略
53	略	5	1	略
54	略	6	1	略
55	略	7	1	略
56	略	8	1	略
57	略	9	1	略
58	略	10	1	1
59	略	11	1	1
60	略	12	1	1
61	略	13	1	1
62	略	14	2	2
63	略	15	3	3
64	略	16	4	4
65	略	17	5	4

133	略	91	59	
134	略	91	59	
135	略	91	59	
136	略	92	59	
137	略	92	59	
138	略	92	59	
139	略	92	59	
140	略	92	59	
141	略	93	59	
142	略	93	59	
143	略	94	60	
144	略	94	60	
145	略	95	60	
略				

イ　教育職給料表(2)昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給			
	略	特２級	３級	４級
略				
38	略	2	略	略
39	略	3	略	略
40	略	4	略	略
41	略	5	略	略
42	略	6	略	略
43	略	7	略	略
44	略	8	略	略
45	略	9	略	略
46	略	10	略	略
47	略	11	略	略
48	略	12	略	略
49	略	13	略	略
50	略	14	2	略
51	略	15	3	略
52	略	16	4	略
53	略	17	5	略
54	略	18	6	略
55	略	19	7	略
56	略	20	8	略
57	略	21	9	略
58	略	22	10	2
59	略	23	11	3
60	略	24	12	4
61	略	25	13	5
62	略	26	14	6
63	略	27	15	7
64	略	28	16	8
65	略	29	17	9

66	略	18	6	4	66	略	30	18	10
67	略	19	7	4	67	略	31	19	11
68	略	20	8	4	68	略	32	20	12
69	略	21	9	5	69	略	33	21	13
70	略	22	10	5	70	略	34	22	14
71	略	23	11	5	71	略	35	23	15
72	略	24	12	5	72	略	36	24	16
73	略	25	13	5	73	略	37	25	17
74	略	26	14	6	74	略	38	26	18
75	略	27	15	6	75	略	39	27	19
76	略	28	16	6	76	略	40	28	20
77	略	29	17	6	77	略	41	29	20
78	略	30	18	6	78	略	42	30	20
79	略	31	19	7	79	略	43	31	20
80	略	32	20	7	80	略	44	32	20
81	略	33	21	7	81	略	45	33	21
82	略	34	22	7	82	略	46	34	21
83	略	35	23	7	83	略	47	35	21
84	略	36	24	8	84	略	48	36	21
85	略	37	25	8	85	略	49	37	21
86	略	38	26		86	略	50	38	22
87	略	39	27		87	略	51	39	22
88	略	40	28		88	略	52	40	22
89	略	41	29		89	略	53	41	22
90	略	42	30		90	略	54	42	22
91	略	43	31		91	略	55	43	23
92	略	44	32		92	略	56	44	23
93	略	45	33		93	略	57	45	23
94	略	46	34		94	略	58	46	23
95	略	47	35		95	略	59	47	23
96	略	48	36		96	略	60	48	24
97	略	49	37		97	略	61	49	24
98	略	50	38		98	略	62	50	
99	略	51	39		99	略	63	51	
100	略	52	40		100	略	64	52	
101	略	53	41		101	略	65	53	
102	略	54	42		102	略	66	54	
103	略	55	43		103	略	67	55	
104	略	56	44		104	略	68	56	
105	略	57	45		105	略	69	57	
106	略	58	46		106	略	70	58	
107	略	59	47		107	略	71	59	
108	略	60	48		108	略	72	60	
109	略	61	49		109	略	73	61	
110	略	62	49		110	略	74	61	
111	略	63	50		111	略	75	62	
112	略	64	50		112	略	76	62	
113	略	65	51		113	略	77	63	

114	略	65	51	
115	略	66	52	
116	略	66	52	
117	略	67	53	
118	略	67	54	
119	略	68	55	
120	略	68	56	
121	略	69	57	
122	略	70	57	
123	略	71	58	
124	略	72	58	
125	略	73	59	
126		74	59	
127		75	60	
128		76	60	
129		77	61	
130		77	61	
131		78	62	
132		78	62	
133		78	62	
134		78	62	
135		79	62	
136		79	62	
137		79	62	
138		79	62	
139		80	62	
140		80	62	
141		80	62	
142		80	62	
143		81	62	
144		81	62	
145		81	62	
146		81	62	
147		82	62	
148		82	62	
149		82	62	
150		82	62	
151		83	63	
152		83	63	
153		83	63	
154		84	63	
155		84	63	
156		84	64	
157		85	64	

備考　略

別表第15（第12条関係）

降格時号給対応表

ア　教育職給料表(1)降格時号給対応表

114	略	77	63	
115	略	78	64	
116	略	78	64	
117	略	79	65	
118	略	79	66	
119	略	80	67	
120	略	80	68	
121	略	81	69	
122	略	82	69	
123	略	83	70	
124	略	84	70	
125	略	85	71	
126		86	71	
127		87	72	
128		88	72	
129		89	73	
130		89	73	
131		90	74	
132		90	74	
133		90	74	
134		90	74	
135		91	74	
136		91	74	
137		91	74	
138		91	74	
139		92	74	
140		92	74	
141		92	74	
142		92	74	
143		93	74	
144		93	74	
145		93	74	
146		93	74	
147		94	74	
148		94	74	
149		94	74	
150		94	74	
151		95	75	
152		95	75	
153		95	75	
154		96	75	
155		96	75	
156		96	76	
157		97	76	

備考　略

別表第15（第12条関係）

降格時号給対応表

ア　教育職給料表(1)降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降格後の号給			
	略	特２級から２級への降格	３級から２級への降格	４級から３級への降格
1	略	37	69	略
2	略	38	70	略
3	略	39	71	略
4	略	40	72	略
5	略	41	73	略
6	略	42	74	略
7	略	43	75	略
8	略	44	76	略
9	略	45	77	50
10	略	46	78	52
11	略	47	79	54
12	略	48	80	56
13	略	49	81	58
14	略	50	82	60
15	略	51	83	62
16	略	52	84	64
17	略	53	85	65
18	略	54	86	65
19	略	55	87	65
20	略	56	88	65
21	略	57	89	65
22	略	58	90	65
23	略	59	91	65
24	略	60	92	65
25	略	61	93	65
26	略	62	94	65
27	略	63	95	65
28	略	64	96	65
29	略	65	97	65
30	略	66	98	
31	略	67	99	
32	略	68	100	
33	略	69	102	
34	略	70	104	
35	略	71	106	
36	略	72	108	
37	略	73	110	
38	略	74	112	
39	略	75	114	
40	略	76	116	
41	略	77	123	
42	略	78	130	
43	略	79	142	

降格した日の前日に受けていた号給	降格後の号給			
	略	特２級から２級への降格	３級から２級への降格	４級から３級への降格
1	略	25	53	略
2	略	26	54	略
3	略	27	55	略
4	略	28	56	略
5	略	29	57	略
6	略	30	58	略
7	略	31	59	略
8	略	32	60	略
9	略	33	61	49
10	略	34	62	50
11	略	35	63	51
12	略	36	64	52
13	略	37	65	53
14	略	38	66	54
15	略	39	67	55
16	略	40	68	56
17	略	41	69	57
18	略	42	70	58
19	略	43	71	59
20	略	44	72	60
21	略	45	73	61
22	略	46	74	62
23	略	47	75	63
24	略	48	76	64
25	略	49	77	66
26	略	50	78	68
27	略	51	79	70
28	略	52	80	72
29	略	53	81	74
30	略	54	82	76
31	略	55	83	78
32	略	56	84	80
33	略	57	85	81
34	略	58	86	81
35	略	59	87	81
36	略	60	88	81
37	略	61	89	81
38	略	62	90	81
39	略	63	91	81
40	略	64	92	81
41	略	65	93	81
42	略	66	94	81
43	略	67	95	81

44	略	80	145		44	略	68	96	81
45	略	81	145		45	略	69	97	81
46	略	82	145		46	略	70	98	
47	略	83	145		47	略	71	99	
48	略	84	145		48	略	72	100	
49	略	85	145		49	略	73	102	
50	略	86	145		50	略	74	104	
51	略	87	145		51	略	75	106	
52	略	88	145		52	略	76	108	
53	略	89	145		53	略	77	110	
54	略	90	145		54	略	78	112	
55	略	91	145		55	略	79	114	
56	略	92	145		56	略	80	116	
57	略	93	145		57	略	81	123	
58	略	94	145		58	略	82	130	
59	略	95	145		59	略	83	142	
60	略	96	略		60	略	84	略	
61	略	97	略		61	略	85	略	
62	略	98	略		62	略	86	略	
63	略	99	略		63	略	87	略	
64	略	100	略		64	略	88	略	
65	略	101	略		65	略	89	略	
66	略	102			66	略	90	145	
67	略	103			67	略	91	145	
68	略	104			68	略	92	145	
69	略	106			69	略	93	145	
70	略	108			70	略	94	145	
71	略	110			71	略	95	145	
72	略	112			72	略	96	145	
73	略	114			73	略	97	145	
74	略	116			74	略	98	145	
75	略	118			75	略	99	145	
76	略	120			76	略	100	145	
77	略	125			77	略	101	145	
78	略	130			78	略	102	145	
79	略	135			79	略	103	145	
80	略	140			80	略	104	145	
81	略	142			81	略	106	145	
82	略	144			82	略	108		
83	略	145			83	略	110		
84	略	145			84	略	112		
85	略	145			85	略	114		
86	略	145			86	略	116		
87	略	145			87	略	118		
88	略	145			88	略	120		
89	略	145			89	略	125		
90	略	145			90	略	130		
91	略	145			91	略	135		

92	略	145		
93	略	145		
94	略	145		
略				
106	略			
107	略			
108	略			
109	略			
110	略			
111	略			
112	略			
113	略			
114	略			
115	略			
116	略			
117	略			
略				

イ　教育職給料表(2)降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降格後の号給			
	２級から１級への降格	特２級から２級への降格	３級から２級への降格	４級から３級への降格
1	略	49	61	61
2	略	50	62	62
3	略	51	63	63
4	略	52	64	68
5	略	53	65	73
6	略	54	66	78
7	略	55	67	83
8	略	56	68	85
9	17	57	69	85
10	18	58	70	85
11	19	59	71	85
12	20	60	72	85
13	21	61	73	85
14	略	62	74	85
15	略	63	75	85
16	略	64	76	85
17	略	65	77	85
18	略	66	78	85
19	略	67	79	85
20	略	68	80	85
21	略	69	81	略
22	略	70	82	85
23	略	71	83	85
24	略	72	84	85
25	略	73	85	85

92	略	140		
93	略	142		
94	略	144		
略				
106	略	145		
107	略	145		
108	略	145		
109	略	145		
110	略	145		
111	略	145		
112	略	145		
113	略	145		
114	略	145		
115	略	145		
116	略	145		
117	略	145		
略				

イ　教育職給料表(2)降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降格後の号給			
	２級から１級への降格	特２級から２級への降格	３級から２級への降格	４級から３級への降格
1	略	37	49	57
2	略	38	50	58
3	略	39	51	59
4	略	40	52	60
5	略	41	53	61
6	略	42	54	62
7	略	43	55	63
8	略	44	56	64
9	16	45	57	65
10	17	46	58	66
11	18	47	59	67
12	19	48	60	68
13	20	49	61	69
14	略	50	62	70
15	略	51	63	71
16	略	52	64	72
17	略	53	65	73
18	略	54	66	74
19	略	55	67	75
20	略	56	68	80
21	略	57	69	略
22	略	58	70	90
23	略	59	71	95
24	略	60	72	97
25	略	61	73	97

26	略	74	86	85	26	略	62	74	97
27	略	75	87	85	27	略	63	75	97
28	略	76	88	85	28	略	64	76	97
29	略	77	89	85	29	略	65	77	97
30	略	78	90		30	略	66	78	97
31	略	79	91		31	略	67	79	97
32	略	80	92		32	略	68	80	97
33	略	81	93		33	略	69	81	97
34	略	82	94		34	略	70	82	97
35	略	83	95		35	略	71	83	97
36	略	84	96		36	略	72	84	97
37	略	85	97		37	略	73	85	97
38	略	86	98		38	略	74	86	97
39	略	87	99		39	略	75	87	97
40	略	88	100		40	略	76	88	97
41	略	89	101		41	略	77	89	97
42	略	90	102		42	略	78	90	97
43	略	91	103		43	略	79	91	97
44	略	92	104		44	略	80	92	97
45	略	93	105		45	略	81	93	97
46	略	94	106		46	略	82	94	
47	略	95	107		47	略	83	95	
48	略	96	108		48	略	84	96	
49	略	97	110		49	略	85	97	
50	略	98	112		50	略	86	98	
51	略	99	114		51	略	87	99	
52	略	100	116		52	略	88	100	
53	略	101	117		53	略	89	101	
54	略	102	118		54	略	90	102	
55	略	103	119		55	略	91	103	
56	略	104	120		56	略	92	104	
57	略	105	122		57	略	93	105	
58	略	106	124		58	略	94	106	
59	略	107	126		59	略	95	107	
60	略	108	128		60	略	96	108	
61	略	109	130		61	略	97	110	
62	略	110	150		62	略	98	112	
63	略	111	155		63	略	99	114	
64	略	112	157		64	略	100	116	
65	略	114	157		65	略	101	117	
66	略	116	157		66	略	102	118	
67	略	118	157		67	略	103	119	
68	略	120	157		68	略	104	120	
69	略	121	157		69	略	105	122	
70	略	122	157		70	略	106	124	
71	略	123	157		71	略	107	126	
72	略	124	157		72	略	108	128	
73	略	125	157		73	略	109	130	

74	略	126	157	
75	略	127	157	
76	略	128	略	
77	略	130	略	
78	略	134	略	
79	略	138	略	
80	略	142	略	
81	略	146	略	
82	略	150	略	
83	略	153	略	
84	略	156	略	
85	略	157	略	
86	略	157		
87	略	157		
88	略	157		
89	略	157		
90	略	157		
91	略	157		
92	略	157		
93	略	157		
94	略	157		
95	略	157		
96	略	157		
97	略	略		
略				
106	略			
107	略			
108	略			
109	略			
110	略			
111	略			
112	略			
113	略			
114	略			
115	略			
116	略			
117	略			
略				

74	略	110	150	
75	略	111	155	
76	略	112	略	
77	略	114	略	
78	略	116	略	
79	略	118	略	
80	略	120	略	
81	略	121	略	
82	略	122	略	
83	略	123	略	
84	略	124	略	
85	略	125	略	
86	略	126	157	
87	略	127	157	
88	略	128	157	
89	略	130	157	
90	略	134	157	
91	略	138	157	
92	略	142	157	
93	略	146	157	
94	略	150	157	
95	略	153	157	
96	略	156	157	
97	略	略	157	
略				
106	略	157		
107	略	157		
108	略	157		
109	略	157		
110	略	157		
111	略	157		
112	略	157		
113	略	157		
114	略	157		
115	略	157		
116	略	157		
117	略	157		
略				

附　則

（施行期日）

1　この規則は、令和７年４月１日から施行する。

（切替日における昇格又は降格した職員の号給の特例）

2　令和７年４月１日（以下「切替日」という。）に昇格又は降格（以下この項において「昇格等」という。）した職員については、当該昇格等がないものとした場合にその者が切替日に受けることとなる号給を切替日の前日に受けていたものとみなして栃木県公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第11条又は第12条の規定を適用する。

（選考の結果に基づいて新たに職員となった者の号給の調整）

3　切替日前に選考（切替日に採用することを予定して行われたものであり、かつ、切替日に当該選考の結果

に基づいて新たに職員となった他の職員があるものに限る。）の結果に基づいて新たに職員となった者で教育委員会が人事委員会と協議して定める者の切替日における号給については、その者が切替日に新たに職員となったものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、教育委員会が人事委員会と協議して定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（雑則）

4　前２項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、教育委員会が人事委員会と協議して定める。

（教育政策課）

○栃木県公立学校職員の管理職員特別勤務手当の支給に関する規則の一部改正　　報告２関係

栃木県教育委員会規則第６号

栃木県公立学校職員の管理職員特別勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和７年３月31日

栃木県教育委員会教育長　　阿 久 澤　　真　　理

栃木県公立学校職員の管理職員特別勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

栃木県公立学校職員の管理職員特別勤務手当の支給に関する規則（平成３年栃木県教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改　正　後	改　正　前
（管理職員特別勤務手当の額等） **第２条**　条例第11条の２第３項の教育委員会が人事委員会と協議して教育委員会規則で定める勤務は、同条第１項の勤務に従事した時間が６時間を超える場合の勤務とする。	（管理職員特別勤務手当の額等） **第２条**
２　略	①　略
	２　条例第11条の２第３項第１号の教育委員会が人事委員会と協議して教育委員会規則で定める勤務は、勤務に従事した時間が６時間を超える場合の勤務とする。
３　略	３　略
	４　条例第11条の２第１項の勤務をした後、引き続いて同条第２項の勤務をした場合には、その引き続く勤務に係る同項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。
第３条　次に掲げる場合には、条例第11条の２第２項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。この場合において、職員がした同項の勤務は、同条第１項の勤務とみなす。 (1)　条例第11条の２第１項の勤務をした後、引き続いて同条第２項の勤務をした場合 (2)　条例第11条の２第２項の勤務をした後、引き続いて同条第１項の勤務をした場合	
第４条　略	**第３条**　略

附　則

この規則は、令和７年４月１日から施行する。

（教育政策課）

○栃木県公立学校職員の寒冷地手当の支給の特例に関する規則の一部改正　　報告３関係

栃木県教育委員会規則第５号

栃木県公立学校職員の寒冷地手当の支給の特例に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和７年３月31日

栃木県教育委員会教育長　　阿 久 澤　　真　　理

栃木県公立学校職員の寒冷地手当の支給の特例に関する規則の一部を改正する規則

栃木県公立学校職員の寒冷地手当の支給の特例に関する規則（昭和55年栃木県教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改　　正　　後

別表

学　　校	所　在　地
栃木県立日光明峰高等学校	略
日光市立中宮祠小学校	略
日光市立鬼怒川小学校	日光市藤原19
略	
日光市立湯西川小学校	略
略	
日光市立藤原中学校	日光市鬼怒川温泉大原790
略	
日光市立湯西川中学校	略
那須塩原市立塩原小中学校	略
略	

改　　正　　前

別表

学　　校	所　在　地
栃木県立日光明峰高等学校	略
日光市立日光小学校	日光市萩垣面2390の２
日光市立中宮祠小学校	略
略	
日光市立湯西川小学校	略
日光市立日光中学校	日光市久次良町2096の１
略	
日光市立東中学校	日光市七里1020
略	
日光市立湯西川中学校	略
那須塩原市立高林中学校	那須塩原市箭坪353
那須塩原市立塩原小中学校	略
那須町立学びの森小学校	那須郡那須町大字大島18の１
那須町立田代友愛小学校	那須郡那須町大字高久乙196の３
略	

附　則

この規則は、令和７年４月１日から施行する。

（教育政策課）

○学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関する規則の一部改正

報告４関係

栃木県教育委員会規則第　　号

学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和７年３月　日

栃木県教育委員会教育長　　阿 久 澤　　真　　理

学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関する規則（平成７年栃木県教育委員会規則第３号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改　　正　　後	改　　正　　前
（宿日直勤務） **第４条の３**　条例第６条の２第１項の教育委員会規則で定める断続的な勤務は、本来の勤務に従事しないで行う次に掲げる勤務とする。 (1) 略 (2) 次に掲げる宿日直勤務 ア　特別支援学校に勤務する職員がその寄宿生（これに準ずる者として教育委員会が定めるものを含む。）に対して行う介護の業務を主とする宿日直勤務 イ　略	（宿日直勤務） **第４条の３**　条例第６条の２第１項の教育委員会規則で定める断続的な勤務は、本来の勤務に従事しないで行う次に掲げる勤務とする。 (1) 略 (2) 次に掲げる宿日直勤務 ア　特別支援学校に勤務する職員がその寄宿生 に対して行う介護の業務を主とする宿日直勤務 イ　略
第５条の８　略 ２　時間外勤務制限開始日から起算して条例第７条第２項又は第３項の規定による請求に係る期間を経過する日の前日までの間に、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、当該請求は、時間外勤務制限開始日から当該事由が生じた日までの期間についての請求であったものとみなす。 (1) 略 (2) 当該請求に係る子が 小学校就学の始期に達した場合 ３・４　略	**第５条の８**　略 ２　時間外勤務制限開始日から起算して条例第７条第２項又は第３項の規定による請求に係る期間を経過する日の前日までの間に、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、当該請求は、時間外勤務制限開始日から当該事由が生じた日までの期間についての請求であったものとみなす。 (1) 略 (2) 当該請求に係る子が、条例第７条第２項の規定による請求にあっては３歳に、同条第３項の規定による請求にあっては小学校就学の始期に達した場合 ３・４　略
（特別休暇） **第11条**　条例第13条の教育委員会規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に定める期間とする。 (1)～(12)の２　略 (13)　中学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する職員が、その子の看護等（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話、疾病の予防を図るために必要なものとして教育委員会が定めるその子の世話若しくは学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条の規定による学	（特別休暇） **第11条**　条例第13条の教育委員会規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に定める期間とする。 (1)～(12)の２　略 (13)　中学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する職員が、その子の看護　（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして教育委員会が定めるその子の世話を行う

校の休業その他これに準ずるものとして教育委員会が定める事由に伴うその子の世話を行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち教育委員会が定めるものへの参加をすることをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合　一の年度において５日（９歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある子が２人以上の場合にあっては、10日）の範囲内の期間 (13)の２～(18)　略 ２・３　略	ことをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合　一の年度において５日（小学校就学の始期に達するまでの子が２人以上の場合にあっては、10日）の範囲内の期間 (13)の２～(18)　略 ２・３　略

附　則

この規則は、令和７年４月１日から施行する。

（教育政策課）

○公立学校職員の宿日直手当支給規則の一部改正

報告５関係

栃木県教育委員会規則第４号

公立学校職員の宿日直手当支給規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和７年３月31日

栃木県教育委員会教育長　　阿 久 澤　　真　　理

公立学校職員の宿日直手当支給規則の一部を改正する規則

公立学校職員の宿日直手当支給規則（昭和34年栃木県教育委員会規則第６号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改　　正　　後	改　　正　　前
（宿直勤務、日直勤務） **第２条**　宿直勤務又は日直勤務とは、学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例（平成７年栃木県条例第５号）第６条の２第１項に規定する正規の勤務時間以外の時間、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年１月３日までの日（同法に規定する休日を除く。）並びに国の行事の行われる日で任命権者が指定する日に本来の勤務に従事しないで行う校舎、設備、備品、書類等の保全、外部との連絡、文書の収受及び校内の監視並びに寄宿生（これに準ずる者として教育委員会が定めるものを含む。以下同じ。）に対する介護、及び学校農場等の管理等を目的とする勤務をいう。	（宿直勤務、日直勤務） **第２条**　宿直勤務又は日直勤務とは、学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例（平成７年栃木県条例第５号）第６条の２第１項に規定する正規の勤務時間以外の時間、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年１月３日までの日（同法に規定する休日を除く。）並びに国の行事の行われる日で任命権者が指定する日に本来の勤務に従事しないで行う校舎、設備、備品、書類等の保全、外部との連絡、文書の収受及び校内の監視並びに寄宿生に対する介護、及び学校農場等の管理等を目的とする勤務をいう。

附　則

この規則は、令和７年４月１日から施行する。

（教育政策課）